

## 福島復興再生特別措置法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とすること。

（第一条関係）

#### 二 基本理念

原子力災害からの福島復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じて

いること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆きずなの維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

(第二条関係)

### 三 国の責務

国は、基本理念にのっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有するものとする。

(第三条関係)

### 第二 福島復興再生基本方針

#### 一 福島復興再生基本方針の策定等

- 1 政府は、基本理念にのっとり、福島復興再生基本方針を定めなければならないものとする。
- 2 福島復興再生基本方針には、原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項そ

他の福島への復興及び再生に関し必要な事項を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

4 福島県知事は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならぬものとする。

(第五条関係)

## 二 福島県知事の提案

1 福島県知事は、福島への復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案をすることができるものとする。

2 福島県知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針

の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならないものとする。

5 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を福島県知事に通知しなければならないものとする。

(第六条関係)

### 第三 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

#### 一 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

##### 1 避難解除等区域復興再生計画

(1) 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を定めるものとする。

(2) 避難解除等区域復興再生計画には、避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標その他の避難解

除等区域の復興及び再生に関し必要な事項を定めるものとする。

(3) 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならないこととする。

(4) 福島県知事は、申出をし、意見を述べようとするときは、あらかじめ、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。

(5) 内閣総理大臣は、避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を変更するものとする。

## 2 土地改良法等の特例

国は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業であつて、福島県知事の要請に基づいて内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができるものとする。

(第八条関係)

## 3 砂防法の特例

国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事であつて、福島県知事の要

請に基づいて内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。 (第九条関係)

#### 4 港湾法の特例

国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事の建設又は改良に関するものであつて、福島県の要請に基づいて内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。 (第十条関係)

#### 5 道路法の特例

国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事であつて、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。 (第十一条関係)

#### 6 海岸法の特例

主務大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事であつて、福島県知事の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自

ら施行することができるものとする。

(第十二条関係)

## 7 河川法の特例

国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事であつて、福島県知事等の要請に基づいて内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。

(第十三条関係)

## 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例

国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事であつて、福島県の要請に基づいて内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができるものとする。

(第十四条関係)

## 9 生活環境整備事業

内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う生活環境整備事業（住民の生活環境の改善に資するため必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業）を、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができるものとする。

(第十五条関係)

## 二 課税の特例

1 福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人が、避難解除区域内において事業の用に供する施設等の新設又は増設に伴い新たに取得等した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとすること。  
(第十六条関係)

2 福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人が、原子力災害の被災者である労働者を、避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該個人事業者又は法人に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとすること。  
(第十七条関係)

## 三 公営住宅法の特例等

1 公営住宅に係る国の補助の特例

事業主体が、避難指示区域に存する住宅に震災時に居住していた者（以下「居住制限者」という。

）に賃貸又は転貸するため公営住宅の整備をする場合においては、当該公営住宅の整備に係る補助の要件について特例を設けるものとする事。 (第十八条関係)

## 2 公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例

居住制限者について、公営住宅に係る入居者資格の緩和を行うものとする事。 (第十九条関係)

## 3 居住制限者向け公営住宅等の処分の特例

国の補助を受け、又は復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅について、財産処分制限期間の短縮等を行うものとする事。 (第二十条関係)

## 4 独立行政法人都市再生機構法の特例

福島地方公共団体からの委託に基づき行うことができる独立行政法人都市再生機構の業務の特例を定める事。 (第二十一条関係)

## 5 独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、原子力災害代替建築物の建設又は購入に必要な資金を貸し付け

ることができるものとする。

(第二十二条関係)

#### 6 居住安定協議会

福島県等は、避難者に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定協議会を組織することができるものとする。

(第二十三条関係)

#### 第四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

##### 一 健康管理調査

1 福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、健康管理調査を行うことができるものとする。

(第二十四条関係)

2 健康管理調査の対象者が加入している保険者等は、調査対象者の同意を得ている場合において、福島県から求めがあったときは、当該調査対象者に係る特定健康診査又は健康診査に関する記録の写しを提供しなければならないものとする。

(第二十五条関係)

3 国は、福島県に対し、健康管理調査の実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置

を講ずるものとする。

(第二十六条関係)

## 二 健康増進等を図るための施策の支援

国は、福島県地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(第二十七条関係)

## 三 農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援

国は、福島県地方公共団体等が実施する福島県で生産された農林水産物及びその加工品並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(第二十八条関係)

## 四 除染等の措置等の迅速な実施等

- 1 国は、福島県地方公共団体と連携して、除染等の措置等を迅速に実施するものとする。
- 2 国は、除染等の措置等の実施に当たり、福島県住民が雇用されるよう配慮するものとする。
- 3 国は、福島県地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、熱回

収等が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする事。  
(第二十九条関係)

五 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置

国は、福島地方公共団体と連携して、放射線による健康上の不安を解消するため、福島の学校及び児童福祉施設の土地及び建物並びに通学路等について必要な措置を講ずるとともに、学校給食に係る検査についての支援その他の必要な措置を講ずるものとする事。  
(第三十条関係)

六 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等

国は、福島の地方公共団体と連携して、放射線の人体への影響及び除染等の措置等について、国内外の知見を踏まえ、調査研究及び技術開発の推進をするとともに、福島において、調査研究及び技術開発を行うための施設及び設備の整備、国内外の研究者の連携の推進、国際会議の誘致の促進その他の必要な措置を講ずるものとする事。  
(第三十一条関係)

七 国民の理解の増進

国は、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする事。  
(第三十二条関係)

八 教育を受ける機会の確保のための施策

国は、原子力災害による被害により福島の子童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体等が行う学校施設の整備、教職員の適正な配置、就学の援助、自然体験活動の促進等の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。こと。

(第三十三条関係)

九 医療及び福祉サービスの確保のための施策

国は、原子力災害による被害により福島における医療及び保育、介護その他の福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、福島の地方公共団体が行うこれらの提供体制の整備等の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。こと。

(第三十四条関係)

十 その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

国は、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。こと。

(第三十五条関係)

第五 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

一 産業復興再生計画及びこれに基づく措置

## 1 産業復興再生計画の認定

- (1) 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、産業復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。
- (2) 産業復興再生計画には、産業復興再生計画の目標、取組の内容、産業復興再生事業の内容及び実施主体その他の原子力災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進に関し必要な事項を定めるものとする。
- (3) 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長等の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 産業復興再生事業を実施しようとする者等は、福島県知事に対して、産業復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。
- (5) 内閣総理大臣は、産業復興再生計画の認定の申請があつた場合において、産業復興再生計画が福島復興再生基本方針に適合するものであり、その実施が原子力災害からの福島県の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められる等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同

意を得てその認定をするものとする。

(第三十六条関係)

## 2 東日本大震災復興特別区域法の準用

福島県知事は内閣総理大臣に対して新たな規制の特例措置等を提案できるものとする。内閣総理大臣は関係行政機関の長の意見を聴いて当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは遅滞なく福島復興再生基本方針の変更の案を作成し閣議の決定を求めなければならないこと、閣議の決定があつたときは遅滞なく福島復興再生基本方針を公表しなければならないこと、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときはその旨及びその理由を福島県知事に通知するとともに国会に報告しなければならないものとする。福島県知事は新たな規制の特例措置等の整備その他について国会に対して意見書を提出することができるものとする。等に関し、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号。以下「復興特区法」という。）の規定を読み替えて準用するものとする。

(第三十七条関係)

## 3 通訳案内士法の特例

福島県知事が、福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣

の認定を受けたときは、福島県知事が行う通訳案内に関する研修を修了した者は、福島において、福島特例通訳案内士となる資格を有するものとする事。

(第三十八条関係)

#### 4 商標法の特例

福島県知事が、商品等需要開拓事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとする事。

(第三十九条関係)

#### 5 種苗法の特例

福島県知事が、新品種育成事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該新品種育成事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願については、出願料又は登録料を軽減し、又は免除することができるものとする事。

(第四十条関係)

#### 6 地熱資源開発事業

##### (1) 地熱資源開発計画

福島県知事は、地熱資源開発事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、地熱資源開発計画を作成できるものとする。

(2) 地域森林計画の変更等に関する特例

福島県知事は、福島県森林審議会における意見聴取、公衆の縦覧等の手続を行い、地熱資源開発計画に当該地熱資源開発事業の実施に関連して行う地域森林計画の変更等に係る事項を記載できるものとし、当該地域森林計画区域の変更等に係る事項が記載された地熱資源開発計画が公表されたときは、当該事項に係る当該地域森林計画の変更等がされたものとみなすものとする。

(3) 地熱資源開発事業に係る許認可等の特例

福島県知事は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の規定により置かれる審議会等における意見聴取等の手続を行い、地熱資源開発計画に当該地熱資源開発事業の実施に係る許認可等を要する行為に関する事項を記載できるものとし、当該事項が記載された地熱資源開発計画が公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業について当該許認可等があったものとみなすも

のとする事。

(第四十一条から第四十五条まで関係)

#### 7 流通機能向上事業に係る許認可等の特例

福島県知事が、流通機能向上事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けるときは、当該事業については、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）等の規定による許認可等があつたものとみなす事。

(第四十六条関係)

#### 8 政令等で規定された規制の特例措置

福島県知事が、政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする事。

(第四十七条関係)

#### 9 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

福島県知事が、地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政

令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする。

(第四十八条関係)

## 二 東日本大震災復興特別区域法の特例

1 福島において産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人については、復興特区法第二条第三項第二号イ、第四条第九項第一号及び第四十条第一項の規定による要件を緩和するものとする。

(第四十九条関係)

2 福島において建築物の建築及び賃貸をする事業であつて産業集積の形成及び活性化に寄与するものを行う個人事業者又は法人については、復興特区法第二条第三項第二号ロ及び第四条第九項第一号の規定による要件を緩和するものとする。

(第五十条関係)

## 三 農林水産業の復興及び再生のための施策等

### 1 農林水産業の復興及び再生のための施策

国は、原子力災害による被害を受けた福島の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島の地

方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(第五十一条関係)

## 2 中小企業の復興及び再生のための施策

国は、原子力災害による被害を受けた福島の中小企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島の地方公共団体が行う資金の確保及び人材の育成、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(第五十二条関係)

## 3 職業指導等の措置

国は、福島の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(第五十三条関係)

## 4 観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策

(1) 国は、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島復興及び再生を推進するため、福島地方公共団体が行う国内外からの観光客の来訪の促進、福島の観光地の魅力の増進、国内外における福島の宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流の推進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい等の必要な措置を講ずることにより、福島の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

(第五十四条関係)

#### 5 その他の産業の復興及び再生のための措置

国は、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第五十五条関係)

### 第六 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

## 一 重点推進計画の認定

1 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、重点推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

2 重点推進計画には、重点推進計画の区域、目標、取組の内容等を定めるものとする。

3 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、申請があつた重点推進計画が福島復興再生基本方針に適合するものであることその他の基準に適合すると認められるときは、その認定をするものとする。（第五十六条関係）

## 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、管理を行っている工場用地について、福島県知事が認定を受けた重点推進計画に基づいて行う事業の用に供するために、無償で譲渡することができるものとする。

（第五十八条関係）

## 三 研究開発の推進等のための施策

国は、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発等の推進等を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(第五十九条関係)

#### 四 企業の立地の促進等のための施策

国は、福島県が行う新たな産業の創出等に必要となる企業の立地の促進等の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(第六十条関係)

#### 五 その他の新たな産業の創出等のための措置

国は、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第六十一条関係)

#### 第七 原子力災害からの福島復興再生協議会

原子力災害からの福島復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会を組織するものとする。

(第六十二条関係)

### 第八 雑則

一 この法律に基づく措置の費用負担について定めること。  
(第六十三条関係)

二 権限の委任について定めること。  
(第六十五条関係)

## 第九 その他

一 この法律の施行期日について定めること。  
(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。  
(附則第二条関係)

三 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち福島に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。  
(附則第三条関係)

四 その他所要の規定を整備すること。